

滋賀県地域防災計画

(原子力災害対策編)

(案)

平成 24 年 3 月

滋賀県防災会議

目 次

第1章	総則	
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第1	滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
第2	滋賀県地域防災計画各編との整合性	1
第3	計画の修正	1
第3節	計画の周知徹底	2
第4節	計画の基礎とすべき災害の想定等	2
第1	滋賀県の地域特性等	2
第2	前提となる事態の想定等	6
第3	予測される影響等	7
第5節	防災対策を重点的に充実すべき地域	8
第6節	放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置	9
第7節	市町地域防災計画の作成、修正に対する協力	9
第8節	防災関係機関の事務または業務の大綱	9
第9節	防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	16
第2章	災害予防対策	
第1節	基本方針	17
第2節	原子力事業者の防災業務の把握	17
第1	原子力事業者防災業務計画に関する協議	17
第2	防災要員の現況等の届出の受理	17
第3	立入検査と報告の徴収	18
第3節	原子力防災専門官との連携	18
第4節	情報の収集・連絡体制等の整備	18
第1	情報の収集・連絡体制の整備	18
第2	情報の分析整理	19
第3	通信手段の確保	20
第4	モニタリング体制等	20
第5節	災害応急体制の整備	21
第1	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	21
第2	防災関係機関相互の連携体制	24
第3	応援協力体制等	24
第4	専門家の確保等	24
第5	自衛隊派遣要請体制	25
第6節	住民等への情報伝達・相談体制の整備	25
第1	情報提供項目	25
第2	情報伝達体制、通信網、通信設備の整備	25
第3	災害時要援護者への情報伝達	25
第4	メディアの活用	26
第5	相談窓口の整備	26
第7節	住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有	26
第8節	防災業務関係者に対する研修	27

第9節	防災訓練の実施等	27
第1節	訓練計画の策定および実施	27
第2節	総合的な防災訓練への参加	27
第3章 災害応急対策		
第1節	基本方針	28
第2節	情報の収集・緊急連絡体制	28
第1節	緊急時や特定事象発生情報等の連絡	28
第2節	応急対策活動情報の連絡等	29
第3節	放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動	31
第4節	地震発生時の連絡等	31
第5節	緊急時モニタリング	31
第3節	活動体制の確立	34
第1節	動員体制	34
第2節	警戒配備時の活動体制	34
第3節	緊急時通報受信時の活動体制	35
第4節	特定事象発生時の活動体制	37
第5節	原子力緊急事態宣言発出時の活動体制	37
第6節	原子力災害合同対策協議会との連携	37
第7節	専門的支援の要請	37
第8節	応援要請および職員の派遣要請等	37
第9節	自衛隊原子力災害派遣要請計画	38
第10節	防災業務関係者の安全確保	40
第4節	住民等への情報伝達・相談活動	41
第1節	住民等への情報伝達活動	41
第2節	住民等からの問い合わせに対する対応	42
第3節	風評被害対策	42
第5節	退避および避難計画	43
第1節	計画の方針	43
第2節	退避等の措置に関する指標	46
第3節	退避等の措置の実施主体	46
第4節	屋内退避	46
第5節	コンクリート屋内退避	47
第6節	避難	48
第7節	災害時要援護者への配慮	51
第8節	飲食物および生活必需品の供給	51
第9節	放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応	51
第6節	緊急輸送活動	51
第1節	緊急輸送活動	51
第2節	緊急輸送のための交通確保	52
第7節	飲食物の摂取制限等	52
第1節	飲食物の摂取制限、農林水産物の採取および出荷制限	52
第2節	飲食物の供給	53

第4章	災害事後対策	
第1節	基本方針	54
第2節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	54
第3節	影響調査の実施等	54
第1	影響調査の実施	54
第2	災害対策措置状況等の記録	54
第4節	風評被害等の影響の軽減	54
第5節	心身の健康相談体制の整備	54
第6節	物価の監視	54
第7節	各種制限措置の解除	55
	(別表)	56
用語集		57

第1章 総則

第1節 計画の目的

- 1 この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)および原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に関し、県が実施するべき予防対策、応急対策および事後対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な事務または業務を遂行することにより、原子力災害から安心・安全な県民生活を確保することを目的とする。
- 2 1に掲げる原子力事業所以外の原子力事業所における放射性物質または放射線の異常な水準での事業所外への放出および核燃料物質等の輸送中における放射性物質または放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。

第2節 計画の性格

第1 滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(平成22年8月改訂。以下「防災指針」という。)を十分に尊重した上で作成されたものである。

なお、本計画は主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第1原子力発電所事故の検証など新たな知見および国における防災指針の見直しの内容を踏まえ今後検討するものとする。

第2 滋賀県地域防災計画各編との整合性

この計画は、「滋賀県地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については「滋賀県地域防災計画(風水害等対策編)」によるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正や、防災指針の改定が行われた場合、地域防災計画または県の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は、修正事項を滋賀県防災会議に提出するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町、指定行政機関、指定公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、県民への周知を図る。また、各機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定等

この計画の作成および修正ならびにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づくものとする。

第1 滋賀県の地域特性等

1 周辺地域における原子力事業所の立地状況

滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町(敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町)に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子炉が設置されている。

また、滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13kmの位置関係にある。

2 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く(約45%)、次いで北から北北西の風が多く(約25%)吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期(6~8月)は南南東の風が約60%、また、冬期(12~2月)は北から北北西の風が約50%の割合で吹いており、各月の平均風速は4.5m/s程度である。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約65%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約40%を占める。夏期は東から東南東の風が約35%と最も多く、北西の風は30%程度となっている。

(気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月~2012年1月、今津および長浜1978年11月~2012年1月)

計画の対象となる原子力事業所（ 1 / 3 ）

事業所名	敦賀発電所		原子炉廃止措置研 究開発センター	高速増殖炉 研究開発センター
事業者名	日本原子力発電株式会社		独立行政法人 日本原子力 研究開発機構	独立行政法人 日本原子力 研究開発機構
所在地	敦賀市明神町1		敦賀市明神町3	敦賀市白木2
設置番号	1号炉	2号炉	-	-
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	55.7万kW	71.4万kW
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	16.5万kW	28.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	二酸化ウラン 燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約52トン	約89トン	-	約23.4トン
本格運転 開始年月日	S45.3.14	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	未定

計画の対象となる原子力事業所（ 2 / 3 ）

事業所名	美浜発電所			大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			関西電力株式会社			
所在地	三方郡美浜町丹生			大飯郡おおい町大島			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約40トン	約48トン	約72トン	約91トン	約91トン	約91トン	約91トン
本格運転 開始年月日	S45.11.28	S47.7.25	S51.12.1	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

計画の対象となる原子力事業所（ 3 / 3 ）

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦1			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約72トン	約72トン	約72トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

第2 前提となる事態の想定等

- 1 東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力安全委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件とする。

(1) 放射性物質

国の原子力安全委員会が示す「原子力施設等の防災対策について」(以下「防災指針」という。)においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスおよび揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

キセノン

原子力安全・保安院が平成23年6月6日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる1号機、2号機および、3号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1号機で 3.4×10^{18} Bq、2号機で 3.5×10^{18} Bq、3号機で 4.4×10^{18} Bqと試算されている。

そこで、放出量は最も放出量の高い3号機の 4.4×10^{18} Bqを用い、この量が1時間で放出されたものとする。

ヨウ素

(独)日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で 1.0×10^{16} Bq/hの放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成23年8月24日、3月12日から15日のヨウ素131の放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時まで、 2×10^{15} Bq/h程度の放出、13時から17時まで 4×10^{15} Bq/h程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16} Bqが6時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成22年(2010年)のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い(~ 1 m/s)日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

なお、放射性物質の拡散予測については、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用した。

第3 予測される影響等

1 原子力安全委員会が示す「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」では、防災対策を重点的に充実すべき区域の内容として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)およびプルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤服用等の対策を準備する区域(PPA:Plume Protection Planning Area)が示されており、UPZ区域の範囲のめやすについては、原子力施設から概ね半径約30km、また、PPAについては原子力施設から概ね半径約50kmの区域に及んだ可能性がある」と記されている。

2 放射性物質拡散予測シミュレーションを行った結果は以下のとおりであった。

希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は10mSvを大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

(1) 日本原子力発電(株)敦賀発電所からの拡散予測シミュレーション

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から半径43kmとなった。一方、International Atomic Energy Agency(以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、16市町に及び、最大距離は敦賀発電所から半径79kmとなった。

(2) 関西電力(株)美浜発電所からの拡散予測シミュレーション

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から半径42kmとなった。一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18市町に及び、最大距離は美浜発電所から半径89kmとなった。

(3) 関西電力(株)大飯発電所からの拡散予測シミュレーション

大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲と

なったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径27kmとなった。

一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径38kmとなった。

(4) 関西電力(株)高浜発電所からの拡散予測シミュレーション

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となる地域はない。また、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。

このことから日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径30～50kmの範囲で、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測され、防災指針で掲げられている「屋内退避および避難に関する指標」によると、少なくとも住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。

第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域

原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に充実すべき地域は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力安全委員会が示す「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」の「緊急時防護措置を準備すべき区域(UPZ)」や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、防災対策を重点的に充実すべき地域は、別表のとおりとする。

また、防災対策を重点的に充実すべき地域を包含する市を高島市と長浜市とする。(以下「関係市」という。)

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記の防災対策を重点的に充実する地域以外の地域に影響が及び、または及ぶおそれのある場合は、上記地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずる。

第6節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用の判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から50kmに及んだ可能性があるとされており、今後、これを参考として、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討していく必要がある。

この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられており、また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。

プルームによる被ばく線量を回避する防護措置は、施設のEAL(緊急時対応レベル)やOIL(運用上の介入レベル)の基準、放射性物質の拡散状況の推定等に基づいて実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある。

このため、本県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションを踏まえ、必要とされる防護措置を実施するものとする。

第7節 市町地域防災計画の作成、修正に対する協力

県は、関係市またはその他の市町が、原子力災害に関する地域防災計画の作成または修正する場合には協力するものとする。

第8節 防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、県、県警察、関係市、関係市以外の市町、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

1 滋賀県

- (1) 滋賀県防災会議に関する事務
- (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理
- (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収
- (4) 原子力防災専門官との連携
- (5) 原子力防災に関する組織の整備
- (6) 原子力防災に関する知識の普及および情報共有
- (7) 原子力防災に関する教育・訓練
- (8) 通信・連絡網の整備
- (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備
- (10) 環境条件の把握
- (11) 災害状況の把握および伝達
- (12) 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務
- (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表
- (14) 広報
- (15) 住民の退避・避難、立入制限等

- (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請
- (17) 緊急時医療措置に関する事務
- (18) 飲食物等の摂取制限等
- (19) 緊急輸送および必要物資の調達
- (20) 飲食物および生活必需品の供給
- (21) 職員の被ばく管理
- (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ
- (23) 災害救助法の適用
- (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- (25) 広域応援の要請および受入れ
- (26) ボランティアの受入れ
- (27) 汚染の除去等
- (28) 各種制限措置の解除
- (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (30) 風評被害等の影響の軽減
- (31) 住民相談体制の整備
- (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (33) 心身の健康相談体制の整備
- (34) 物価の監視
- (35) 関係市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力
- (36) 関係市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

2 滋賀県警察

- (1) 組織の整備
- (2) 食料等の備蓄および調達体制の確立
- (3) 関係機関との協力体制の確立
- (4) 非常時に活用できる通信体制の確立
- (5) 通信機能の整備
- (6) 通信機能を維持する要員の確保
- (7) 通信機能維持に向けた国への積極要望
- (8) 情報管理機能の強化
- (9) 関係機関との連絡体制の整備
- (10) 情報収集・連絡体制の整備
- (11) 避難住民の誘導
- (12) 広域交通管理体制の整備
- (13) 交通情報の提供体制の整備
- (14) 緊急通行車両に係る確認と標章等の交付
- (15) 装備資機材の整備
- (16) 警察施設等の整備および維持管理
- (17) 共同訓練等の実施
- (18) 職員に対する教養
- (19) 警備体制の確立
- (20) 県および市町との連携
- (21) 情報収集活動
- (22) 避難指示等に係る措置

- (23) 住民の避難誘導および救助
- (24) 病院、障害者福祉施設等に対する支援
- (25) 被留置者等の避難誘導
- (26) 県の区域を越える避難への対応
- (27) 被災者の捜索および救出
- (28) 検視、身元確認、遺族等への遺体引渡し
- (29) 警戒区域等における立入制限措置
- (30) 職員の被ばく管理
- (31) 通信手段の確保
- (32) 無線中継所機能の維持
- (33) 緊急交通路確保等の交通規制
- (34) 交通規制等の周知徹底
- (35) 犯罪の予防検挙
- (36) 被災住民等の安全安心の確保

3 関係市

- (1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答
および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理
- (2) 原子力防災専門官との連携
- (3) 原子力防災に関する組織の整備
- (4) 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- (5) 原子力防災に関する教育・訓練
- (6) 通信・連絡網の整備
- (7) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備
- (8) 環境条件の把握
- (9) 災害状況の把握および伝達
- (10) 災害対策本部等に関する事務
- (11) 緊急時における国、県等との連絡調整
- (12) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力
- (13) 広報
- (14) 退避および避難に関する計画に関すること
- (15) 住民の退避・避難、立入制限、救助等
- (16) 緊急時医療措置に関すること
- (17) 飲食物等の摂取制限等
- (18) 緊急輸送および必要物資の調達
- (19) 飲食物および生活必需品の供給
- (20) 職員の被ばく管理
- (21) 災害救助法の要請
- (22) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- (23) 広域応援の要請および受入れ
- (24) 汚染の除去等
- (25) 各種制限措置の解除
- (26) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (27) 風評被害等の影響の軽減
- (28) 住民相談体制の整備
- (29) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

- (30)心身の健康相談体制の整備
- (31)県が行う原子力防災対策に対する協力

4 関係市以外の市町

- (1)関係市の応援
- (2)避難誘導の援助
- (3)広域避難所の開設
- (4)広報

5 3の市町を管轄する消防本部

- (1)緊急時における県・市町等との連絡調整
- (2)住民の避難誘導、救助・救急等
- (3)救急搬送に関すること
- (4)緊急消防援助隊の受入れに関すること

6 5以外の消防本部

- (1) 滋賀県市町消防相互応援協定に基づく業務

7 安全規制担当省庁

敦賀原子力保安検査官事務所
美浜原子力保安検査官事務所
大飯原子力保安検査官事務所
高浜原子力保安検査官事務所

- (1)地域防災計画の作成、防災訓練の実施等、原子力防災対策の企画、実施に関する指導・助言
- (2)特定事象および原子力緊急事態にかかる情報の連絡

8 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1 近畿管区警察局	(1)管区内府県警察の指導、調整 (2)他管区警察局との連携 (3)関係機関との協力 (4)情報の収集および連絡 (5)警察通信の運用
2 近畿財務局 (大津財務事務所)	(1)地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3)原子力災害に関する財政金融状況の調査
3 近畿厚生局	(1)原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の調整 (2)原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の調整
4 近畿農政局 (大津地域センターおよび東近江地域センター)	(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	(1)国有林における汚染対策
6 近畿経済産業局	(1)防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2)風評被害等の影響の軽減
7 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1)原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請 (2)原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (3)原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 (4)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5)原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6)原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
8 大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	(1)気象状況の監視 (2)気象に関する資料・情報の提供
9 近畿総合通信局	(1)原子力災害時における非常通信の運用監督 (2)電波の統制管理および有線電気通信の監理
10 滋賀労働局	(1)原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
11 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	(1)一般国道(指定区間)の管理 (2)直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3)応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (4)直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
12 近畿地方環境事務所	(1)環境監視体制の支援に関すること (2)災害廃棄物の処理対策に関すること

9 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	(1)災害派遣要請に対する調整 (2)原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣 (3)県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

10 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
東海旅客鉄道株式会社 (東海鉄道事業本部・関西支社) 西日本旅客鉄道株式会社 (京都支社)	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)	(1)原子力災害時における有線通信の確保
日本赤十字社 (滋賀県支部)	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
日本放送協会 (大津放送局)	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報および各種指示等の伝達
西日本高速道路株式会社 (関西支社) 中日本高速道路株式会社 (名古屋支社、金沢支社)	(1)原子力災害時における道路交通の確保等
日本通運株式会社 (大津支店)	(1)災害対策用物資の輸送
関西電力株式会社 (滋賀支店) 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 独立行政法人 日本原子力研究開発機構 (高速増殖炉研究開発センター 原子炉廃止措置研究開発センター)	1)原子力事業者防災業務計画の作成および修正 2)原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 3)放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 4)緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 5)原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 6)関係機関との連携 7)緊急時における通報および報告 8)緊急時における応急措置 9)緊急事態応急対策 10)原子力災害事後対策の実施 11)その他、県および関係市が実施する原子力防災対策への積極的な協力

11 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船株式会社 社団法人滋賀県トラック協会	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
社団法人滋賀県医師会	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報および各種指示等の伝達
社団法人 滋賀県ILP [®] -ガス協会	(1)原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2)原子力災害時におけるガス供給の確保

第9節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、県は、県民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、情報提供・情報共有などコミュニケーション(リスクコミュニケーション)の充実に努める。

(1) 迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、国、原子力事業者からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等、情報を迅速に把握し、関係市やその他の市町を通して住民に的確に伝達するよう努める。

(2) 環境放射線モニタリングの情報提供

環境放射線ポータルサイトの整備に努め、モニタリング結果についてわかりやすく提供する。

(3) 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

県民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、県の広報番組や出前講座の開催等の充実に努める。

放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、わかりやすい情報提供に努める。

学校教育の場においても、原子力災害に関する知識の普及に努める。

(4) 防災業務関係者に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国の機関等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて緊急時モニタリング要員や緊急被ばく医療活動要員など防災関係者の資質向上に努める。

(5) 防災訓練の実施

原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚に努める。

(6) 相談体制の整備

原子力に係る重大な事故が発生した場合、住民等からの問合せに対する対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、国や専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者の防災業務の把握

原子力事業者は、原子力事業所の運転等に当たり、原災法、「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)等の関係法令を遵守し、放射性物質または放射線の放出等による原子力災害の防止について万全の措置を講ずる。

県は、関係法令に基づく原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかを常に把握するよう努める。

第1 原子力事業者防災業務計画に関する協議

県は、原災法第7条第2項に基づき、隣接する市町に所在する原子力事業所(以下「原子力事業所」という。)に係る原子力事業者(第1章第4節に掲げる者。以下「原子力事業者」という。)が作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つなどの観点から、原子力事業者が計画を作成または修正しようとする日の60日前までに、その計画案の提出を求め協議を行う。

また、直ちに関係市に計画案を送付し、相当の期限を定めて関係市の意見を聞き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させる。

第2 防災要員の現況等の届出の受理

1 原子力防災要員の現況

県は、原災法第8条第4項に基づき、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、これを受理し、その内容を把握する。

2 原子力防災管理者等の選任等

県は、原災法第9条第5項および第6項に基づき、原子力事業者から原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任もしくは解任の届け出があった場合、これを受理し、その内容を把握する。

3 放射線測定設備等の現況

県は、原災法第11条第3項および第4項に基づき、原子力事業者から放射線測定設備および原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、これを受理し、その内容を把握する。

4 関係市への送付

県は、上記の届出を受理した場合は、関係市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第3 立入検査と報告の徴収

1 原子力事業所への立入検査

(1) 県は、必要に応じ、原災法第32条に基づき、原子力事業所への立ち入り検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われているかを確認する。

(2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯する。

2 原子力事業者からの報告の徴収

県は、必要に応じ、原災法第31条に基づき、原子力事業者から防災業務についての報告を徴収する。

第3節 原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集および連絡、地域ごとの防災訓練、緊急事態応急対策拠点施設(以下「対策拠点施設(オフサイトセンター)」という。)における情報収集、住民等に対する情報伝達、事故時の連絡体制および緊急時の対応等について、原子力防災専門官に指導・助言を求めるなど、平常時より密接な連携を図る。

第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、市町、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制整備等を図る。

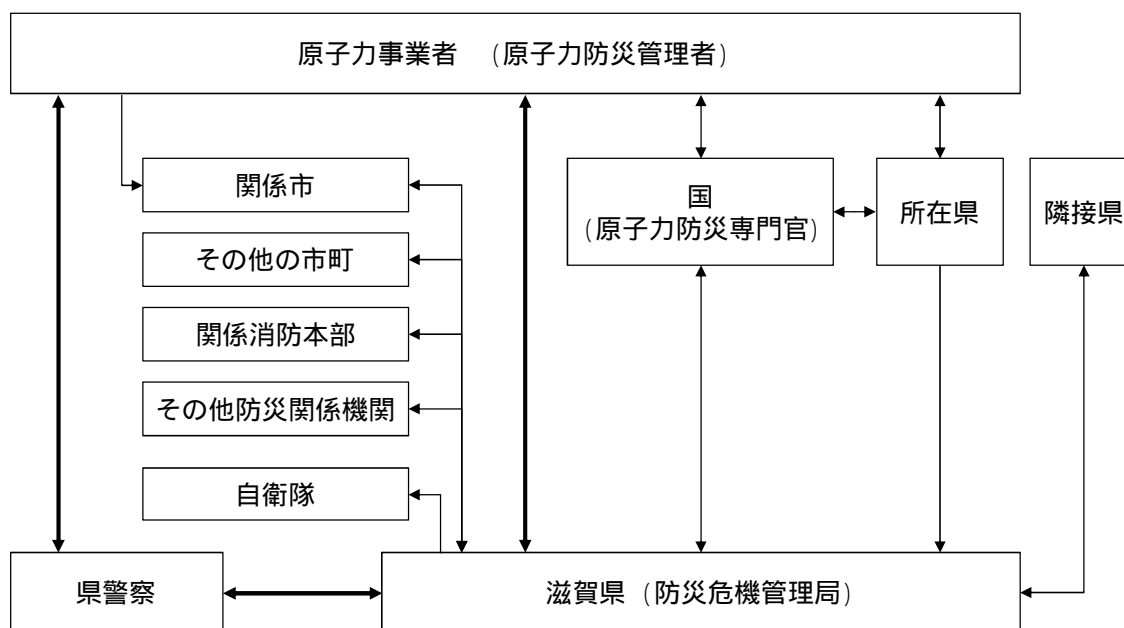
第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 県と防災関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県警察、関係市およびその他の市町、原子力事業所が所在する県(以下「所在県」という。)、滋賀県に隣接する県(以下「隣接県」という。)、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

情報収集・連絡系統図



2 情報収集・連絡要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これに当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

3 連絡調整機関の設置

県は、県および関係市ならびにその他の市町による連絡調整機関を設置し、平時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

4 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、県警察、関係市およびその他の市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両などを活用する情報収集体制の整備を図る。

5 非常通信協議会との連携

県は、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得ながら非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

2 専門家による支援

県は、収集した情報の分析整理にあたり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。

3 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等の推進に努める。

4 防災対策上必要な資料の収集・蓄積

県は、関係市と協力して、応急対策の的確な実施に当たり必要となる社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。

第3 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、緊急時における通信連絡網の整備に努める。

1 県と国との間の通信連絡網の整備

県は、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得て、国と調整を図り、対策拠点施設(オフサイトセンター)と県との間の通信連絡回線等の整備・維持に努める。

2 県と関係市との間の通信連絡網の整備

県は、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得て、関係市と連携し、県との間の通信手段として、防災行政無線等の整備・維持に努める。

3 移動通信系の機器の整備

県は、県警察、防災関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等、移動通信機器の整備・維持に努める。

4 災害時優先電話等の活用

県および県警察は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

5 運用方法の習熟

県は、災害用に配備されている通信系機器について、その運用方法の習熟に努める。

6 ネットワーク機器の停電対策

県は、ネットワーク機器等の停電対策の充実に努める。

7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持

県は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(以下「^{スピードイ}SPEEDIネットワークシステム」という。)の整備・維持に努め、緊急時における迅速な運用体制の整備を図る。

第4 モニタリング体制等

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による県内の

環境への影響を評価するため、平常時より環境放射線モニタリングを実施することとし、あらかじめ必要な体制を整備するとともに、影響評価に用いる比較データの収集に努める。また、緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)実施体制を整備する。

1 環境放射線モニタリング計画の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、環境放射線モニタリング計画を策定するとともに、モニタリング体制の整備に努める。また、県は活動を行うための環境放射線モニタリング実施要領を策定する。

2 モニタリング機器等の整備・維持

県は、平常時または緊急時における県下の環境に対する放射性物質または放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型測定機器等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

3 モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

県は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員およびその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。なお、各班を以下のとおり置く。

- (1) 企画統括班
- (2) 情報収集記録班
- (3) モニタリング班

4 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時より県下における環境放射線モニタリングを実施する。

5 関係機関との協力体制の整備

県は、国、原子力事業者、所在県等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

6 国の緊急時放射線影響予測システムの活用

県は、国、関係市、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時からSPEEDIネットワークシステムによる予測データの活用を図る。

第5節 災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1 応急活動のための必要な体制

県は、重大なトラブルに関する通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、応急対策が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアル等の作成および関係職員への周知徹底を図る。

2 職員参集体制の整備

県は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

3 職員配備体制等の整備

県は、緊急時に迅速かつ的確に緊急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、所掌事務、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

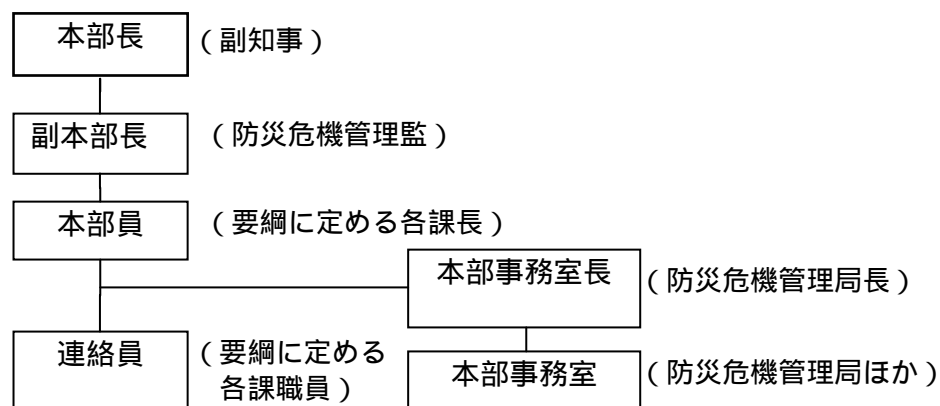
(1) 警戒配備体制等の整備

県は、重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

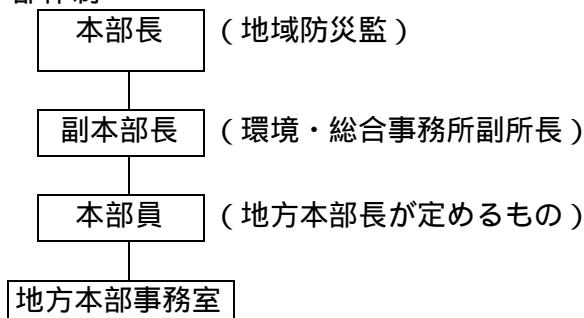
(2) 災害警戒本部体制等の整備

県は、原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めた場合は、直ちに副知事を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。地方本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

県本部体制



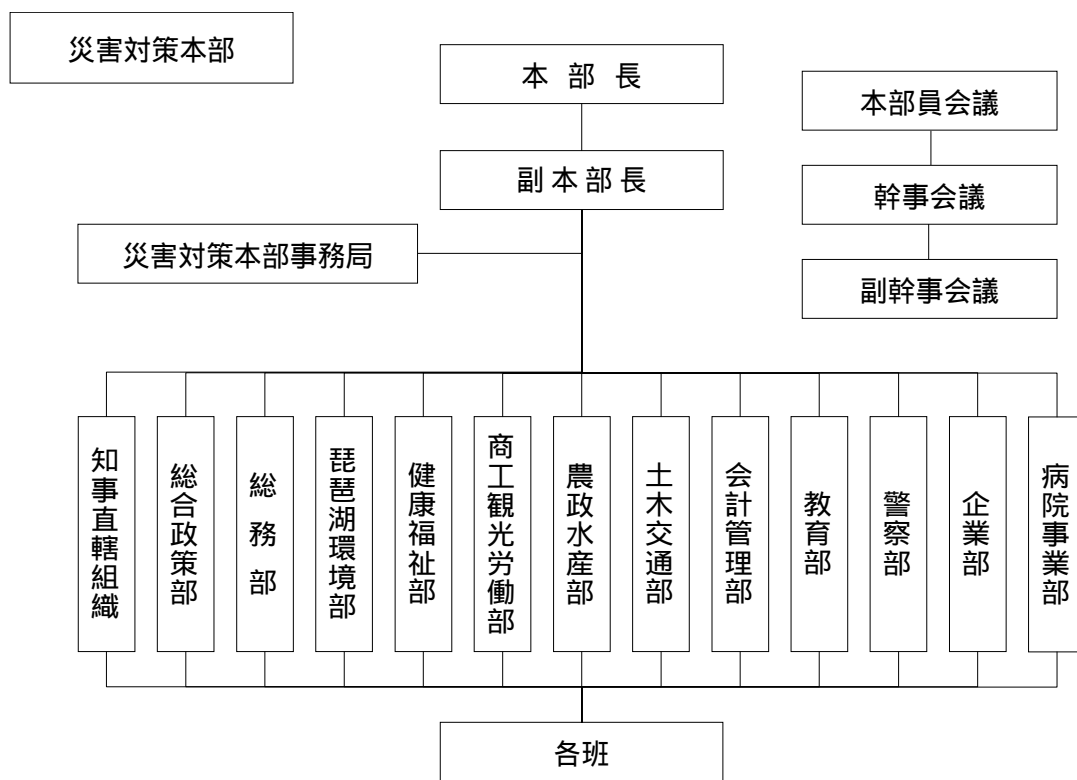
地方本部体制



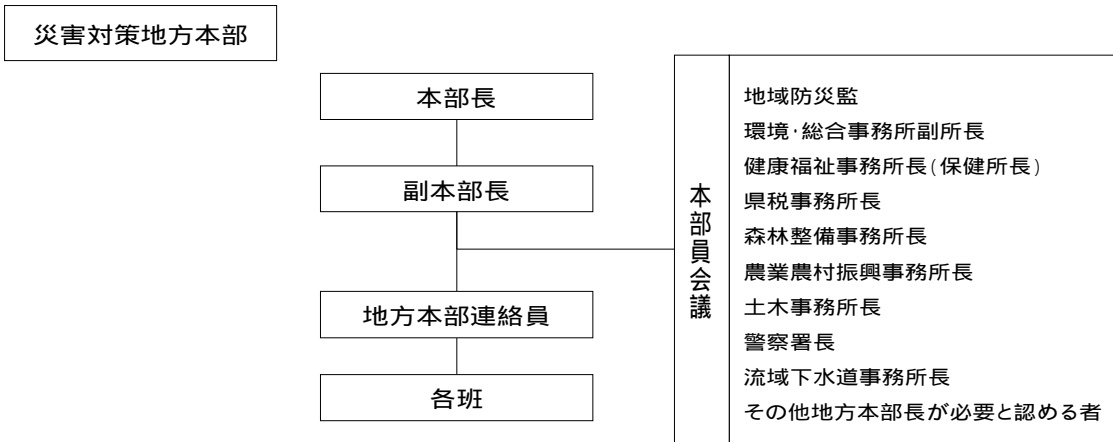
(3) 災害対策本部体制の整備

県は、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象(以下「特定事象」という。)発生 of 通報等を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めた場合および内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、直ちに知事を本部長、副知事を副本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。地方本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

県本部体制



地方本部体制



4 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国が対策拠点施設(オフサイトセンター)において開催する現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣できるよう、現地に配置される原子力防災専門官等と協議し、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設(オフサイトセンター)への派遣手段等を定めておく。

5 原子力災害合同対策協議会との連携

県は、原子力緊急事態宣言の発出時に組織される原子力災害合同対策協議会との連携について、あらかじめ安全規制担当省庁(原子力防災専門官を含む。)および所在県との調整を行う。

第2 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする安全規制担当省庁、関係府県、関係市、県警察、関係消防本部、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。

第3 応援協力体制等

県は、緊急時における応急対策の実施に当たって、必要に応じ原子力事業者、国、他府県等からの応援および協力が得られるよう、協力の内容等についてあらかじめ調整を行う。

第4 専門家の確保等

1 専門家の確保

県は、原子力防災の実施にあたり専門的、経験的見地からの支援が得られる専門家を確保するとともに、必要な手続きをあらかじめ定める。

2 国に対する支援要請

県は、原子力事業者より特定事象発生 of 通報を受けた場合等に、事態の把握のため、国に対して専門知識等に関する支援が求められるよう、あらかじめ国と必要な調整を行う。

第5 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

第6節 住民等への情報伝達・相談体制の整備

第1 情報提供項目

県は、国、県警察および関係市と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、関係市の住民等に伝達すべき情報および県下全域に向けて提供すべき情報の項目について整理しておく。

伝達情報の項目

- ・原子力災害および現地における応急対策の状況
- ・県下における影響の有無やその程度
- ・県や国等が講じている応急対策に関する情報
- ・交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- ・環境放射線リアルタイムモニタリングデータ
- ・環境試料モニタリングデータ
- ・モニタリングカーにより収集したデータ
- ・原子力事業者の測定データ
- ・福井県常時監視システムデータ
- ・京都府常時監視システムデータ
- ・文部科学省環境放射線ポータルサイト
- ・(独)放射線医学総合研究所のサイト
- ・(財)原子力安全研究協会のサイト 等

また、県は環境放射線モニタリングの情報提供のため環境放射線ポータルサイトの整備に努める。

第2 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備

県は、防災行政無線、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を併用するとともに、地域コミュニティを活用するなど、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第3 災害時要援護者への情報伝達

県は、原子力災害の特殊性を考慮して、国、県警察と連携し、関係市の行う高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者および一時滞在者への情報伝達について、周辺住民や自主防災組織等の協力を得ながら円滑に行われる体制を平常時から整備されるよう協力する。

なお、在宅要援護者に対しては同居人への連絡体制が整備され、独居在宅要援護者に対しては、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等と連携した情報伝達体制の整備がなされるよう協力する。

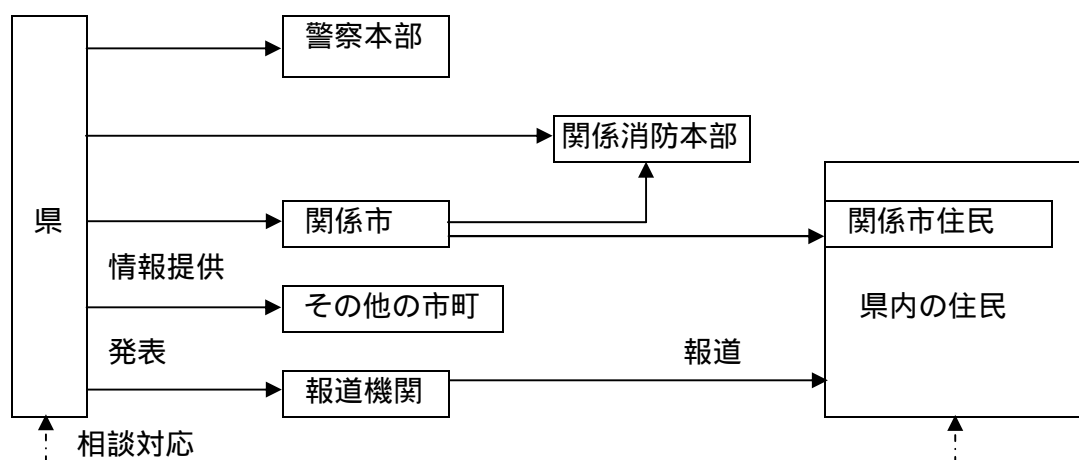
第4 メディアの活用

県は、県下全域に向けての広報等、広域的な情報提供において放送機関、通信社等の報道機関との連携を図るとともに、インターネット等の多様なメディアの活用に努める。

第5 相談窓口の整備

県は、国および関係市と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定めておく。

情報伝達経路図



第7節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有

1 県は、県警察、国、関係市および原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と情報共有のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- 放射線物質および放射線の特性に関すること
- 原子力事業所の概要に関すること
- 避難等施設の位置
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- 本県の平常時における環境放射線の状況に関すること
- 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること
- 屋内退避や避難に関すること
- 安定ヨウ素剤の服用に関すること
- 緊急時にとるべき行動および留意事項等に関すること
- 避難時における具体的な携行品の確認・準備事項に関すること
- 放射性物質による汚染の除去に関すること

2 県は、市町が住民等に対して行う原子力防災に関する知識の普及に関し必要な助言を行う。

第 8 節 防災業務関係者に対する研修

- 1 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ国および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力災害合同対策協議会要員、災害対策本部員、緊急時モニタリング要員、緊急被ばく医療活動要員など防災業務関係者に対する研修を実施する。

なお、研修内容については、福島第一原子力発電所事故による新たな知見も考慮する。

- 原子力防災体制および組織に関すること
- 原子力事業所の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- 放射性物質および放射線の測定方法ならびに機器を含む防護対策上の諸設備に関すること
- 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- 緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること
- 緊急被ばく医療に関すること
- その他緊急時対応に関すること

- 2 県は、原子力事業者に対し、事業者の責務として原子力事業全般について理解が得られるよう説明責任を果たすことを要請し、県・市町が行う研修への講師等派遣要請についても協力を求める。

第 9 節 防災訓練の実施等

第 1 訓練計画の策定および実施

県は、関係市、原子力事業者と連携し、国、専門家等の支援のもと、以下に掲げる防災活動の各要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。

- 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- 緊急時通信連絡訓練
- 緊急時の県モニタリング訓練
- 住民等に対する情報伝達訓練

第 2 総合的な防災訓練への参加

県は、安全規制担当省庁および所在県が原災法第 13 条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練への参加に努める。

第3章 災害応急対策

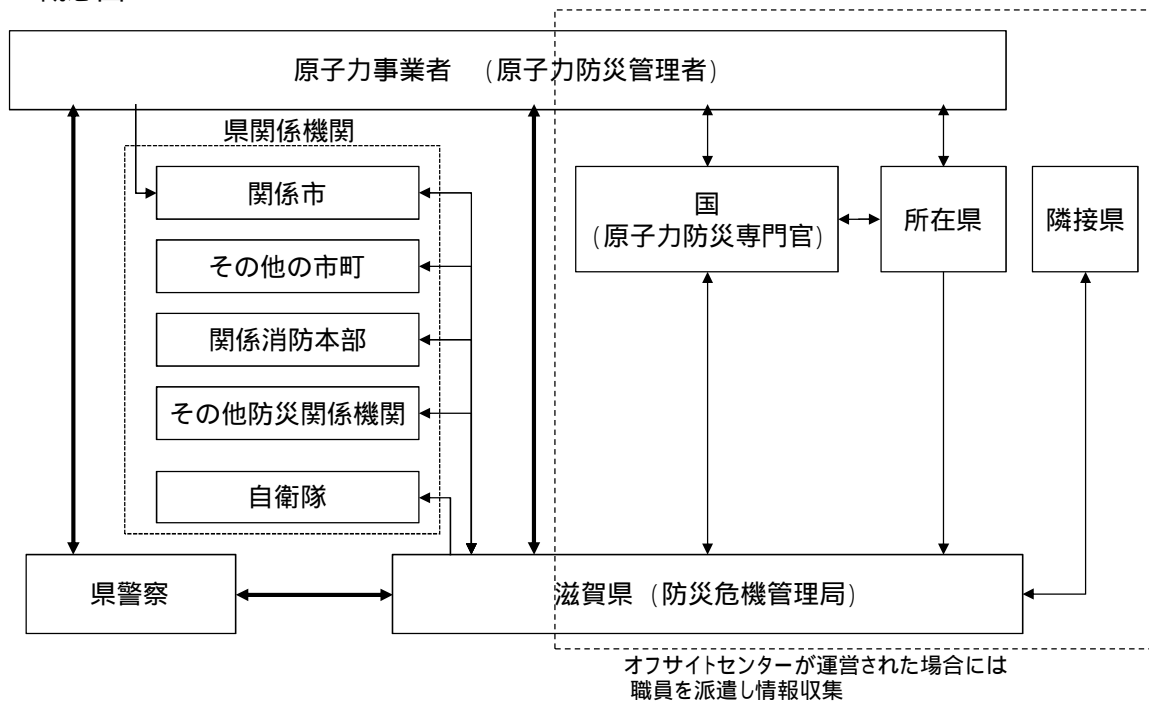
第1節 基本方針

本章は、緊急時の通報、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応および同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・緊急連絡体制

県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関に対し情報の提供を求め、または自ら情報収集活動を実施し、特定事象または原子力緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については必要に応じ、関係市等に連絡する。

情報収集・連絡体制(オフサイトセンター運営時)
概念図



第1 緊急時や特定事象発生情報等の連絡

1 原子力防災管理者が行う通報連絡

原子力事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災体制を発令したとき、または原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときなどの緊急時に該当する場合は、県をはじめ主要な機関に対して連絡する。併せて原子力事業者は、関係市へも連絡する。

2 特定事象発生等の通報

原子力事業所の原子力防災管理者は、特定事象発見後または発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県をはじめ県警察本部等に同時に文書による通報をファクシミリで送付するものとし、さらに、県をはじめ主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。併せて原子力事業者は、特定事象の発見または発見の通報を受けた場合、その旨を関係市へも連絡する。

3 原子力緊急事態宣言発出の連絡

安全規制担当省庁は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等、事故情報等について関係機関に連絡することとされており、県は、それらの情報を積極的に収集する。

なお、原子力緊急事態宣言の発出時には、内閣総理大臣は以下の事項を公示することとされている。

緊急事態応急対策を実施すべき区域

原子力緊急事態の概要

緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者等に周知させるべき事項

4 原子力保安検査官等からの連絡

原子力保安検査官等、現地に配置された安全規制担当省庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされている。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ安全規制担当省庁、所在県、原子力施設が所在する市町村に連絡することとされている。

5 受信事項等の連絡

県は、原子力事業者および安全規制担当省庁(原子力防災専門官を含む。)から通報・連絡を受け、または自ら収集した情報について、関係市等に、その必要性に応じて連絡する。

第2 応急対策活動情報の連絡等

1 緊急時通報後の連絡

原子力事業者は、緊急時通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、県、関係市および原子力防災専門官に対して行う。

2 特定事象発生後の連絡等

(1) 原子力事業者からの連絡

原子力事業者は、県をはじめ県警察等に対し、原子力事業所の状況、応急対策活動および事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

(2) 安全規制担当省庁との連絡

県は、安全規制担当省庁(原子力防災専門官を含む。)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

(3) 関係市等との連絡

県は、関係市等との間において、原子力事業者および安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項を、その必要性に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

3 原子力緊急事態宣言発出後の連絡等

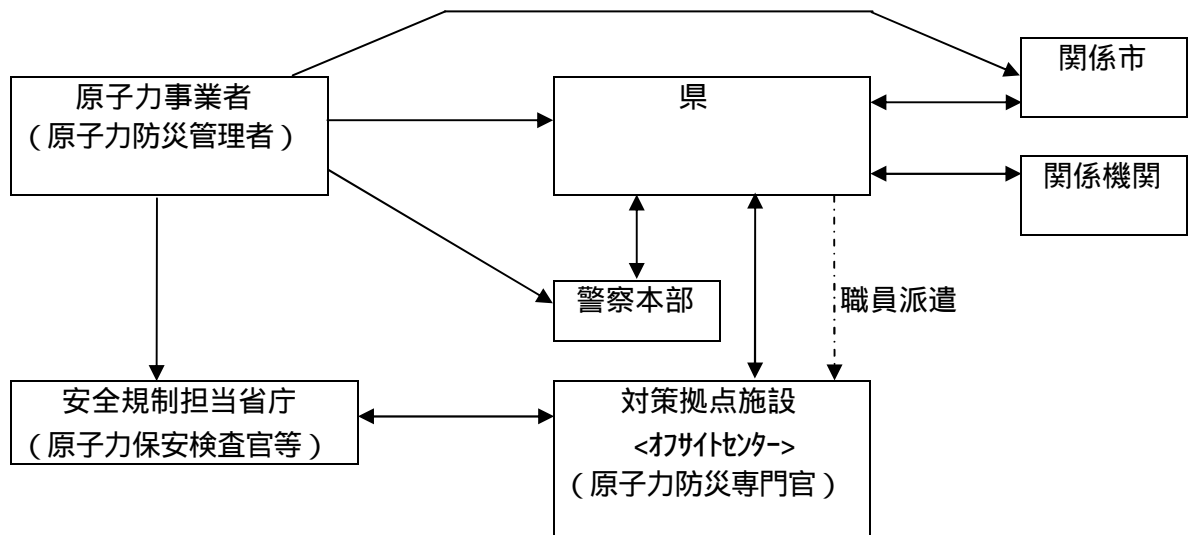
(1) 県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

(2) 県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況等に関する情報を随時連絡する。

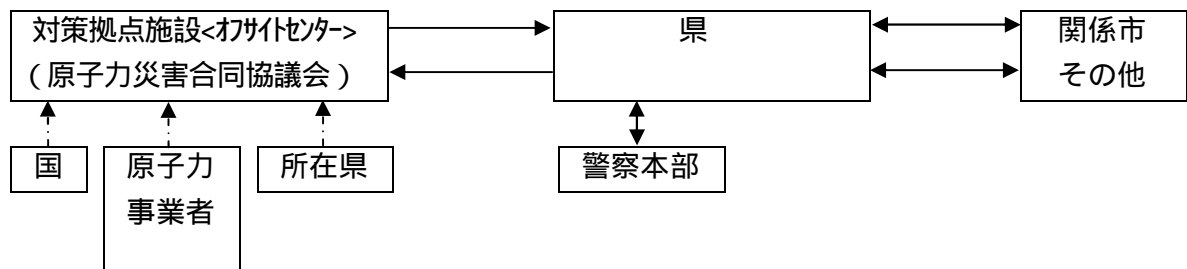
(3) 県は、関係市等との間において、上記により把握した状況等を、その必要性に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

各連絡系統図

(1) 特定事象発生時



(2) 原子力緊急事態宣言発出後



第3 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県下における影響の把握という観点から、空間線量率等連続観測局(モニタリングポスト)の監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係市等に必要に応じ連絡する。

2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、県下における影響の把握という観点から、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめるとともに、関係市等に必要に応じ連絡するほか、特に必要な場合は、安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策会議に連絡する。

さらに、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始する。

3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

(1) 県は、県下における放射性物質または放射線に関する情報を得るため、環境放射線モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングを行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、現地災害対策本部および関係市等に必要に応じ連絡する。また、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員に対し、その結果を連絡し、原子力防災専門官を通じて国へ連絡する。

(2) 県は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施にあたっては、防災指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。

第4 地震発生時の連絡等

(1) 原子力事業者は、原子力事業所が所在する市町において震度5強以上の地震が観測された場合あるいは原子力事業所に設置されている地震計が震度5強相当の地震を観測した場合は、原子力事業所の施設および設備の点検結果について異常の有無に関わらず、県に連絡する。

(2) 県は、上記の連絡により把握した状況等を、その必要性に応じて関係市および関係防災機関等に連絡する。

第5 緊急時モニタリング

1 緊急時モニタリングの内容の決定

県は、現状の把握および緊急時モニタリングの内容の決定のため、対応する班が次に掲げる事項について、情報収集および分析を行う。

企画統括班は情報収集記録班が収集した広域モニタリング情報を分析するとともに、SPEEDIネットワークシステム等による次の予測結果に基づいて緊急時モニタリングの内容を決定する。

- (1) 空間放射線量の最大線量率出現地点および地域分布
- (2) 大気中放射性ヨウ素の最大濃度出現地点および地域分布
- (3) 予測被ばく線量の地域分布およびその時間変化

なお、緊急時モニタリングの内容の決定に当たっては、主にSPEEDIによる予測計算結果を利用する。初期の段階等で計算結果が入手できない場合は、次の方法を用いる。

- (1) SPEEDIネットワークシステムがこれまでに配信済の予測計算結果を利用する。
- (2) 高浜発電所、敦賀発電所、美浜発電所、大飯発電所等が行う予測計算結果を利用する。
- (3) 「原子力安全委員会平成20年3月：環境放射線モニタリング指針」に基づく簡易計算法による計算結果を利用する。

情報収集記録班は次の情報を収集し、企画統括班に提出するとともに、関係機関との通信連絡を実施する。

- (1) 広域モニタリング情報
- (2) 異常事態通報（原子力事業者からの報告）
- (3) 気象情報（テレメータシステム、彦根地方气象台、気象協会オンライン総合気象情報、関西電力(株)、日本原子力発電(株)および(独)日本原子力研究開発機構）
- (4) SPEEDIネットワークシステム等による予測計算結果
- (5) 収集した情報および解析結果の記録並びに整理
- (6) 災害対策本部およびオフサイトセンターとの通信連絡

2 第1段階のモニタリングの実施

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原子力事業者からの事故発生通報および放出源情報、文部科学省から配信されるSPEEDI予測計算結果、オフサイトセンターからの連絡、広域モニタリング情報等に基づき、屋内退避、避難収容等の防護活動、飲食物の摂取制限等の要否の判断に必要な次の事項について第1段階のモニタリングを速やかに実施する。

- (1) ダストサンプラーを装備した上で、モニタリングカーによる大気中の放射線の測定
- (2) 一部の飲食物のGe検出器等によるガンマ線放出核種の測定
- (3) 飲料水水源（琵琶湖の取水口付近）でのモニタリング
- (4) 放射能影響予測（SPEEDIネットワークシステム）結果の活用
- (5) その他必要な事項

3 第2段階のモニタリング

県は、事故状態の予測が確実になり、かつ放射性物質または放射線の放出が減少または終息したと認めるときは、第1段階のモニタリングを終了し、周辺環境に対する放射性

物質および放射線の全般的な影響の評価等を行うため、次の事項について第2段階のモニタリングを実施する。

- (1) 積算線量および空間放射線量率の測定
 - (2) 食品等の摂取による内部被ばくを評価するための試料のGe検出器等によるガンマ線放出核種の測定
 - (3) 周辺住民が被ばくしたとみられる外部被ばく実効線量、甲状腺などの等価線量などの評価
 - (4) その他必要な事項
- 4 緊急時モニタリングの評価、終了等
- (1) 緊急時モニタリング結果の評価
県は、第1段階および第2段階のモニタリングの結果について評価を行い、その結果を災害対策本部へ報告する。
 - (2) 緊急時モニタリングの終了
県は、事故が完全に終息したことを確認したときは、オフサイトセンターと連携し、緊急時モニタリングの総括評価結果を取りまとめるとともに、事後モニタリングの内容を決定する。
 - (3) 緊急時モニタリング結果の公表
緊急時モニタリングの結果の公表は、災害対策本部において行う。

第3節 活動体制の確立

第1 動員体制

職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。

配備レベル		配備体制
【フェーズ1】	(1)重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報を収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。 (2)その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき	警戒配備 参集する所属 ・防災危機管理局 (警戒2号体制班による配備)
【フェーズ2】	(1)原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。 (2)原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡があったとき。 (3)原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量の率を測定する固定観測局で、1 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4)福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、1 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (5)その他、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 本部長=副知事 副本部長=防災危機管理監 本部員=14課長
【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象	(1)原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2)原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (3)福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4)その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部の設置 本部長=知事 副本部長=副知事 本部員=防災危機管理監、各部長等
【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言	(1)内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	

第2 警戒配備時の活動体制

1 警戒配備体制の決定

重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、または防災危機管理監が必要と認められた場合、警戒配備体制を決定する。

2 業務内容

関係する職員は、それぞれの担当に係る情報の収集を行う。

3 警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

警戒配備体制を決定した場合、防災危機管理監は、県内市町、県防災会議構成団体、安全規制担当省庁および原子力防災専門官にその旨を連絡する。

4 警戒配備の解除基準

- (1) 原子力事業所の事故が終結したとき。
- (2) 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

第3 緊急時通報受信時の活動体制

1 災害警戒本部の設置基準

- (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- (2) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡があったとき。
- (3) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量の率を測定する固定観測局で、 $1\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- (4) 福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $1\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- (5) その他副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の設置

県は、国、県警察、関係市および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害警戒本部および災害警戒地方本部を設置する。

- (1) 県(災害警戒本部長)は、県や関係市等の初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害警戒本部員会議を招集する。
- (2) 災害警戒本部の組織および運営は、「滋賀県災害警戒本部要綱」に定めるところによる。

3 災害警戒本部体制の解除

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- (1) 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されたとき。

第4 特定事象発生時の活動体制

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- (2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- (3) 福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- (4) その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

2 災害対策本部の設置

県は、特定事象発生時の通報を受けた場合または特定事象発生のおそれがあると知事が認めた場合は、国、関係市および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害対策本部および災害対策地方本部を設置する。

- (1) 県(災害対策本部長)は、災害予防および災害応急対策の実施に関する基本的事項ならびに処理方針の協議等を行うため、災害対策本部員会議を招集する。
- (2) 災害対策本部の組織および運営は、「滋賀県災害対策本部要綱」の定めるところによる。
- (3) なお、知事が必要と認めて災害対策本部を設置したときは、速やかに国へ報告する。

3 現地事故対策連絡会議との連携

県は、国等との連絡・調整、情報の共有を行うため、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設(オフサイトセンター)へ派遣し、現地事故対策連絡会議と連携を図る。

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

4 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- (1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (2) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなると認めたとき。

第5 原子力緊急事態宣言発出時の活動体制

国では、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、

県においては、災害対策本部を継続する。

第6 原子力災害合同対策協議会との連携

県は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設(オフサイトセンター)において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策および原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、派遣職員等を通じて同協議会との連携を図る。

第7 専門的支援の要請

1 専門家に対する支援要請

県は、特定事象の発生等に伴う影響を把握するため、および原子力災害に関する応急対策の検討および実施に当たって、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を得る。

2 国に対する支援要請

県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、安全規制担当省庁に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。

第8 応援要請および職員の派遣要請等

1 応援要請

県は、応急対策の実施に当たり、必要に応じ原子力事業者、他府県等に対し応援要請を行う。

2 職員の派遣要請等

知事は、災害応急対策または災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、または内閣総理大臣に対し、指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第9 自衛隊原子力災害派遣要請計画

1 計画の方針

原子力災害において、住民の生命、身体および財産を保護するため、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手續、受入れ等について計画を定める。

2 派遣要請の実施

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合または関係市長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、現地原子力防災センターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事または国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

3 派遣の内容

- (1) モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握

- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の捜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) 危険物の保安および除去
- (9) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

4 派遣要請の手続

(1) 知事が行う派遣要請の手続

知事は、関係市長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認められた場合または既に得られた被害状況に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出するものとする。

ただし、事態が急を要する場合における関係部隊への要請は、電話で下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 関係市長が行う派遣要請の手続き

ア 関係市長は、被害の程度により自衛隊の要請が必要と認められた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができるものとする。

災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(3)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

イ 関係市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求められない場合は、直接その旨および災害の状況を下記(4)に掲げる関係部隊に通知することができるものとする。

この場合、関係市長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続をとるものとする。

ウ 上記イの通知を受けた下記(4)に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

(3) 口頭で要請する場合の連絡事項

ア 災害の状況および派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域および活動内容

エ その他参考となる事項

(4) 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072 - 782 - 0001 【内線:2259】
海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口:防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773 - 62 - 2250 【内線:2222】
航空自衛隊中部航空方面隊司令官(連絡窓口:防衛部) (埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地)	042 - 953 - 6131 【内線:2233】

(注)陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊第3係(高島市今津町今津平郷国有地 0740 - 22 - 2581【内線235】)を窓口として要請する。

また、海上自衛隊舞鶴地方総監および航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊に通報するものとする。

5 自主的派遣

滋賀県を担任する自衛隊の部隊等は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

6 派遣部隊の受入れ

(1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市長にその旨を通知し、受入体制を整備させるとともに、関係市その他防災関係機関相互の連絡調整に当たるものとする。

- ア 派遣部隊と関係市との連絡窓口およびその責任者の決定
- イ 作業計画および資機材の準備
- ウ 派遣部隊の誘導
- エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備
- オ 住民の協力

(2) 他の防災関係機関との競合重複排除

知事および関係市長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的な作業分担に配慮するものとする。

(3) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または関係市の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、県警察との調整・連絡に当たらせるものとする。

7 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したときまたは派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう関係市長、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行うものとする。

8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として、災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費および修理費
- (4) 有料道路の通行料
- (5) 放射能防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

9 派遣部隊の被ばく管理

- (1) 派遣部隊の被ばく管理は、原則として、自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は、派遣部隊の長等から県に対し派遣部隊の被ばく管理の要請を行うものとする。
- (2) 県は、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが困難な場合は、国（安全規制担当省庁（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく管理要員の派遣要請を行うものとする。
- (3) 県は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。

第10 防災業務関係者の安全確保

県、県警察、関係市、消防機関およびその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

県は、県警察をはじめ、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、関係市、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。
 - ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
 - イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。
- (2) 県は、関係市および対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、

必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

- (3) 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市および原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第4節 住民等への情報伝達・相談活動

第1 住民等への情報伝達活動

県は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をおさえるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1 関係市の住民に対する情報伝達

- (1) 県は、関係市の住民に対しては、ニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項に関するきめ細やかな情報を、国、県警察、関係市と連携し伝える。

- (2) 県は、住民等へ的確に情報が伝わるよう、県警察、関係市と連携し、防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話のメール、その他実情に即した方法(FAX、市町ホームページ等)など、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達するよう努める。また、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 県民等に対する情報の提供

- (1) 県は、原子力災害に関する情報を広く県民に向けて提供し、県下における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、またはその軽減に努める。

- (2) 県は、防災行政無線等により各市町に情報提供するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供にも努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

3 情報伝達の内容

- (1) 県は、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 災害時要援護者への配慮

県および関係市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者に配慮し

た伝達を行う。

(3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨および避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表および広報活動を行う
- イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関および公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

公式見解をいち早く発表し誤情報の拡散抑制に努める。

第 2 住民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

県は、緊急時には関係市等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手順に従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

2 情報の収集・整理

県は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。

第 3 風評被害対策

1 県は、国および市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

2 国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、次のような項目を考慮する。

- ア 商品等の適正な流通促進および観光地の安全性のアピールのための広報活動
- イ 放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の実施

第 5 節 退避および避難計画

第 1 計画の方針

住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

第2 退避等の措置に関する指標

「防災指針」は、屋内退避および避難等に関する指標を別表1のとおり定めている。

県では、これに基づいて避難等の措置を実施することとし、地域の特性を考慮した効果的な防護措置を実施するため、次に掲げる別表2「原子力災害時の避難等のための初期活動開始指標」により防護活動の準備を開始するものとする。

別表1 屋内退避および避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量	
10 ~ 50	100 ~ 500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、または避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、または避難すること。

- (注) 1 予測線量は、原子力災害対策本部（または政府現地対策本部長）において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質または放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面または肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。
(出典：「防災指針」第5章5-3 表2)

県は、国、福井県、原子力事業者から緊急時モニタリング結果等の情報分析・提供等を受けて、得られた予測線量が、別表2に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、直ちに、国、原子力防災専門官、国の専門家等と協議して、避難等の措置の実施について準備を開始することとし、避難等が必要となった場合には、防護対策区域を決定するとともに、同区域の住民に対し、避難等の措置を行うよう関係市に指示する。

なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、県は、内閣総理大臣の指示に従い、関係市に対し、住民等に対する避難等のための立ち退きの勧告または指示の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

ただし、この場合においても、別表2に基づき初期活動を開始するものとする。

別表2 原子力災害時の避難等のための初期活動開始指標

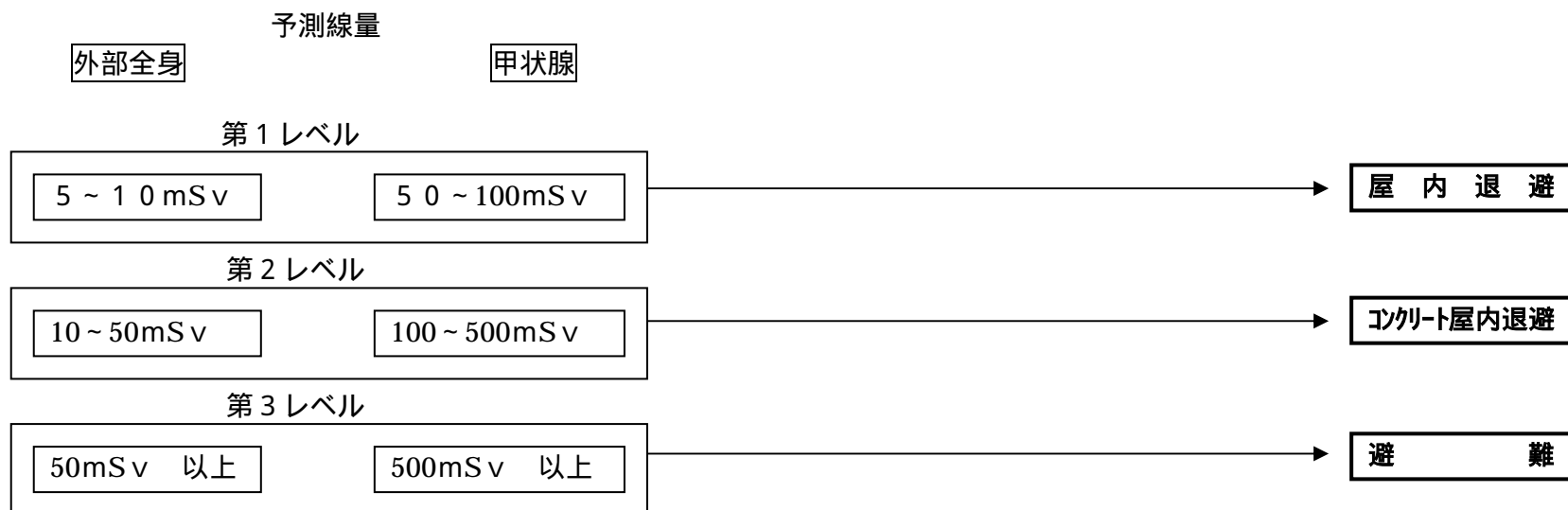
レベル	予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による甲状腺等価線量	
第1レベル	5 ~ 10	50 ~ 100	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性を保つよう配慮すること。
第2レベル	10 ~ 50	100 ~ 500	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性を保つよう配慮すること。 ただし、これが困難な場合は避難すること。
第3レベル	50 以上	500 以上	住民は、指示に従い予測線量が第1レベルに達しない場所まで、避難すること。

- (注) 1 外部被ばくによる実効線量および放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた、防護対策をとる。
2 初期活動開始に係る基本フローについては、別図1「退避等のための初期活動開始基本フロー図」によるものとする。

なお、国においては、別表1に示す指標とは別に、緊急的防護措置を準備する区域UPZに対しては、環境モニタリング等の結果を踏まえた判断基準OILおよび予防的防護措置を決定するための判断基準EAL等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を指示することなど防災指針の見直しを検討していることから、この内容を踏まえ必要な改定を行うものとする。

別図1 (第2関係)

「退避等のための初期活動開始基本フロー図」



第3 退避等の措置の実施主体

住民の避難等の措置を講ずるに当たっては、関係市だけでなく、県、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。

関係市は、県より避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示するものとする。

第4 屋内退避

1 県がとる措置

(1) 県から関係市への指示

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により、屋内退避を決定したときは、直ちに関係市、屋内退避区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、屋内退避措置に必要な次の事項を指示するものとする。

県災害対策本部からの緊急通報であること

事故の概要

放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

応急対策の状況および今後とるべき措置

屋内退避措置をとることおよび対象地区

屋内退避に当たっての注意事項(窓を閉め気密性に配慮など)

飲食物等の摂取制限に関する事項

その他必要事項

(2) 防災関係機関への通報および要請

県は、上記(1)の指示をしたときは、県警察、関係消防本部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。

2 関係市がとるべき措置

関係市は、上記1.(1)の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、屋内退避区域に所在する関係市所管の学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。

関係市の災害対策本部からの緊急通報であること

事故の概要

放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

応急対策の状況および今後とるべき措置

屋内退避措置をとることおよび対象地区

屋内退避に当たっての注意事項(窓を閉め気密性に配慮など)

飲食物等の摂取制限に関する事項

その他必要事項

3 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県および関係市の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県および関係市と連携を図り、保護者等へ連絡する。

第5 コンクリート屋内退避

1 県がとる措置

(1) 県から関係市への指示

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断によりコンクリート屋内退避を決定したときは、直ちに関係市、コンクリート屋内退避区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、コンクリート屋内退避措置に必要な次の事項を指示するものとする。

県災害対策本部からの緊急通報であること
事故の概要
放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
応急対策の状況および今後とるべき措置
コンクリート屋内退避の措置をとることおよび対象地区
屋内退避に当たっての注意事項(携行品、外へ出るときの注意など)
安定ヨウ素剤の服用および飲食物等の摂取制限に関する事項
その他必要事項

(2) 防災関係機関への通報および要請

県は、上記(1)の指示をしたときは、県警察、関係消防本部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに、協力を要請するものとする。

また、公共輸送機関および自衛隊等に対して、バス等の確保を要請するものとする。

2 関係市がとるべき措置

(1) 退避所の開設および退避路の決定

関係市は、上記1.(1)の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき退避所を開設するとともに、退避路を決定するものとする。

(2) 関係市から住民への指示・伝達

関係市は、上記1.(1)の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従って、速やかに住民、コンクリート屋内退避区域に所在する関係市所管の学校、社会福祉施設等の長にコンクリート屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。

関係市災害対策本部からの緊急通報であること
事故の概要
放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
応急対策の状況および今後とるべき措置
コンクリート屋内退避の対象地区
退避場所および退避経路
輸送手段等、退避の具体的な手順
退避に当たっての注意事項(携行品、外へ出るときの注意など)
安定ヨウ素剤の服用および飲食物等の摂取制限に関する事項
その他必要事項

(3) 防災関係機関との協力

関係市は、県警察、関係消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力

して退避等の措置を実施する。また、実施に当たっては、退避誘導責任者を定めておくものとする。

(4) 退避所への退避方法

コンクリート屋内退避は、基本的には退避所まで徒歩で移動するものとするが、関係市は、退避の措置を実施するに当たり、自力で退避のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意するものとする。また、被ばくしていることが予想される者については、関係消防本部に対して救護所等への輸送を依頼するとともに、緊急時医療本部にその旨を連絡するものとする。

(5) 退避所責任者の派遣

関係市は、コンクリート屋内退避の措置をとったときは、直ちに各退避所にあらかじめ定めた職員を退避所責任者として派遣し、退避者の把握、物資の供与、衛生、火気取締り、関係方面との連絡等に当たらせるものとする。

(6) 退避所の運営

退避所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て退避所の運営を行う。また、退避所に備蓄されている飲食物等は、汚染状況が判明するまで使用しないものとする。

(7) コンクリート屋内退避措置の実施状況の把握等

関係市は、退避誘導責任者、退避所責任者等を通じて、屋内退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問を行うなどして、屋内退避の実施状況を把握するものとする。

併せて、退避所における安否情報、緊急に必要とする飲食物および生活必需品の調達要望情報等、退避所運営に必要な情報を、退避所、市および県との間を相互で伝達することにより、退避所の円滑な運営に努めるものとする。

3 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県および関係市の指示等に基づく退避誘導責任者の誘導に従い児童生徒、入所者等を迅速かつ適切にコンクリート屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用、県および関係市と連携を図り、保護者等へ連絡する。

4 救護所の設置

県は、退避所の救護所設置について、関係市に協力を要請するものとする。

第6 避難

1 県がとる措置

(1) 県から関係市への指示

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従いまたは独自の判断により避難を決定したときは、直ちに関係市、避難区域に所在する県所管の学校、社会福祉施設等の長に、避難措置に必要な次の事項を指示するものとする。

県災害対策本部からの緊急通報であること
事故の概要

放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
応急対策の状況および今後とるべき措置
避難措置をとることおよび対象地区
集合場所、避難所および避難経路
輸送手段等、避難の手順
避難に当たっての注意事項
安定ヨウ素剤の服用および飲食物等の摂取制限に関する事項
その他必要事項

(2) 防災関係機関への通報および要請

県は、上記(1)の指示をしたときは、県警察、関係消防本部、報道機関その他防災関係機関に通報するとともに協力を要請するものとする。また、公共輸送機関および自衛隊等に対して、バス等による輸送を要請するものとする。

2 関係市がとるべき措置

(1) 避難所の開設および避難所の決定

関係市は、上記1.(1)の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき避難所を開設するとともに、避難路を決定するものとする。

(2) 関係市から住民への指示・伝達

関係市は、上記1.(1)の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に従い速やかに住民、避難区域に所在する関係市所管の学校、社会福祉施設等の長に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。

関係市災害対策本部からの緊急通報であること

事故の概要

放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

講じている対策および今後とるべき措置

避難の対象地区

集合場所、避難所、避難経路

輸送手段等、避難の具体的な手順

避難に当たっての注意事項

安定ヨウ素剤の服用および飲食物等の摂取制限に関する事項

その他必要事項

(3) 防災関係機関との協力

関係市は、県警察、関係消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して避難等の措置を実施する。また、実施に当たっては、避難誘導責任者を定めておくものとする。

(4) 避難所への避難方法

対象住民等の避難は、原則として公共交通機関、自衛隊等により避難所まで輸送するが、関係市は、状況に応じ、自家用車での移動が可能であると認められる場合には、住民等に対し、自家用車での避難を指示し、交通誘導整理を行う警察官等の指示に必ず従うよう周知するものとする。

なお、避難を実施するにあたり、自力で避難のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意し、関係消防本部に対して災害拠点病院

等への輸送を依頼するとともに、県にその旨を連絡するものとする。
また、陸上輸送ですべての避難者の輸送が困難である場合には、自衛隊のヘリコプターおよび琵琶湖上の船舶等による輸送を県に対して要請するものとする。

(5) 避難所責任者の派遣

関係市は、避難の措置をとったときは、直ちに各避難所にあらかじめ定めた職員を避難所責任者として派遣し、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気の取り締まり、関係方面との連絡等にあたらせるものとする。

(6) 避難所の運営

避難所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て避難所の運営を行うものとする。

(7) 避難措置の実施状況の把握等

関係市は、避難誘導責任者、避難所責任者等を通じて、退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問を行う等して、避難の実施状況を把握するものとする。

関係市は、併せて、避難所における安否情報、緊急に必要とする飲食物および生活必需品の調達要望情報等、避難所運営に必要な情報を、避難所、市および県との間で相互で伝達することにより、避難所の円滑な運営に努めるものとする。

3 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県および関係市の指示等に基づく避難誘導責任者の誘導に従い児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に避難させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県および関係市と連携を図り、保護者等へ連絡するものとする。

4 救護所の設置

県は、避難所の救護所設置について、関係市に協力を要請するものとする。

5 広域避難に伴う受入先市町長のとるべき措置

避難地区を包括する市の区域を越えて広域避難を行う必要が生じた場合、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づく指示を県から受けた受入先の市町は、避難所の提供、避難者の輸送等、必要な協力活動を、避難地区を包括する市および県との緊密な連携のもとに行う。

なお、この場合、県は、受入先の市町長と協議のうえ、避難地区を包括する市に対し、避難所となる施設を示すものとする。

6 市町への協力応援体制

県は、広域避難施設の開設、関係市への応援など県内市町間の協力応援体制を整備するものとする。

7 近隣府県市、関西広域連合との連携の確保

県は、避難所確保を図るため、必要に応じて、近隣府県市や関西広域連合に対して応援要請を行うことなど連携の確保に努める。

第7 災害時要援護者への配慮

県は、国の協力を得て、関係市が行う避難誘導、情報提供および避難所の生活環境整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他いわゆる災害時要援護者に配慮して行うよう助言するとともに、必要な協力を行うものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるよう助言するとともに、協力を行うものとする。

また、障害・疾病等の状態に応じた避難と支援が行えるよう、広域的避難と支援のあり方を検討し、大規模災害時に対応できる仕組みづくりに努めるものとする。

第8 飲食物および生活必需品の供給

県は、関係市から、退避等施設において必要となる飲食物および生活必需品の調達等への協力要請を受けた場合または状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給および給与または貸与またはあらかじめ協定を締結している業界団体等に対し、物資の調達要請等を行うものとする。

第9 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応

発電所からの放射性物質の累積が局所的に生じ、積算線量が高い地域が発生し、国が「計画的避難区域」等を指定した場合(事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が存在)県は、関係する市町に避難に必要な事項について指示を行う。

第6節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の円滑な実施

県は、必要があるときは、県警察本部と協議・調整して関係市および防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保する。

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員および資機材

負傷者、災害時要援護者を中心とした避難者等

対応方針決定会議への出席者(国の原子力災害現地対策本部長および県の現地本部長、関係市の災害対策本部長等)、災害応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国から派遣される専門家、緊急時環境放射線モニタリング要員、情報通信要員等)および必要とされる資機材

コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

食料等生命の維持に必要な物資

その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

(1) 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

(2) 県は、人員、車両、船舶等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県に支援を要請する。

(3) 県は、2によっても人員、車両、船舶等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

2 緊急交通路の確保

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

(2) 原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなどして、緊急交通路を確保する。

(3) 交通情報の提供

緊急交通路の確保と回誘導等のため、マスメディア、道路交通情報板、道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに、交通情報を提供する。

(4) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両を使用する者から予め必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に務める。

(5) 交通管制施設の整備充実

緊急交通路を確保するため、停電時にも機能する信号機、交通情報板、交通監視カメラの整備充実に務める。また、交通規制を確実にを行うための移動式標識等の整備に務める。

3 湖上輸送

関係市は、陸上輸送が困難な場合、または湖上輸送が合理的であると認められると判断した場合には、県は自衛隊および近畿運輸局の協力のもとに湖上輸送について協力を要請する。

第7節 飲食物の摂取制限等

第1 飲食物の摂取制限、農林水産物の採取および出荷制限

県は、放射性物質による汚染状況調査の結果、原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、専門家等に必要な助言を求めるとともに、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染飲

食物の摂取制限、農林水産物の生産者、出荷機関および市場の責任者等に対する汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を自ら行うか、または市町に指示する。

飲食物摂取制限に関する指標

「原子力施設等の防災対策について」（平成15年原子力安全委員会）より

対 象	放射性ヨウ素 (I-131)
飲 料 水	3 × 10 ² Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類 (根菜、芋類を除く)	2 × 10 ³ Bq/kg 以上

対 象	放射性セシウム
飲 料 水	2 × 10 ² Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	5 × 10 ² Bq/kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	ウラン
飲 料 水	20Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	1 × 10 ² Bq/kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	プルトニウムおよび超ウラン元素 のアルファ核種
飲 料 水	1Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	10Bq/kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

第2 飲食物の供給

県は、飲食物の摂取制限等の措置を市町に指示した時は、滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）第3章第4節に定める「給水計画」および「食糧供給計画」に基づき、市町と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第4章 災害事後対策

第1節 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

- (1) 県は、原子力緊急事態解除宣言後、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (2) 県は、環境放射線モニタリングの実施に当たり、必要に応じ、原子力事業者等に協力を求める。

第3節 影響調査の実施等

第1 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

第2 災害対策措置状況等の記録

県は、影響状況図、応急対策措置、事後対策措置を記録しておく。

第4節 風評被害等の影響の軽減

県は、国および市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第5節 心身の健康相談体制の整備

県は、関係市とともに、関係市の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第6節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公

表する。

第7節 各種制限措置の解除

- (1) 県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限および農水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。
- (2) 県は、解除実施状況を把握し、各種制限措置が適切に解除されたことを確認する。

(別表)

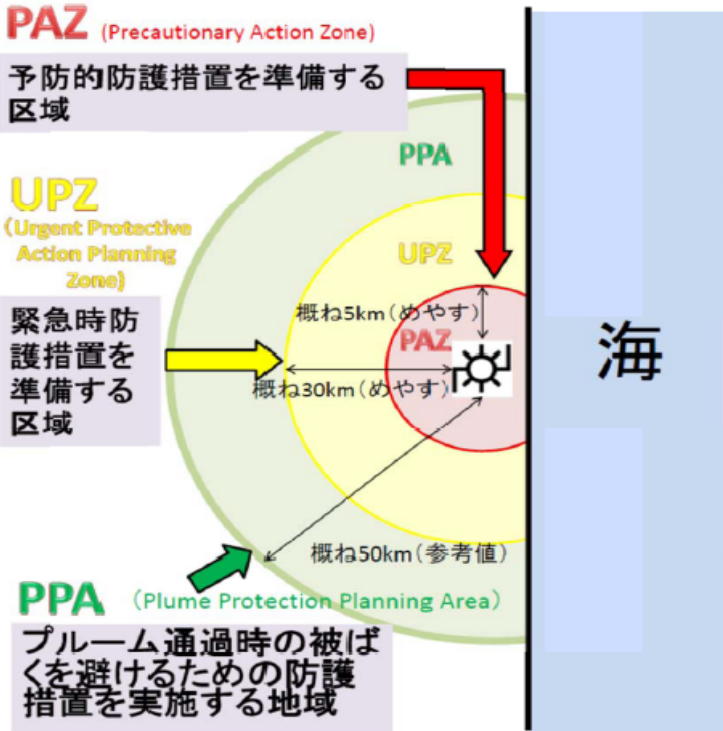
用語集

用語	説明
あ	
安全規制担当省庁	安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。実用発電炉と核燃料施設のうち製錬、加工、再処理、廃棄施設及び研究開発段階炉のうち発電に関係するものは、経済産業省が担当する。試験研究炉、研究開発段階炉のうち発電に関係するものを除く核原料・核燃料使用施設に係わるものは文部科学省が担当する。実用炉用原子炉については、国土交通省が担当する。なお、核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び都道府県公安委員会により実施されている。
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それをを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。
E A L (緊急時対応レベル: Emergency Action Level)	緊急時対応レベルのこと。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。
O I L (運用上の介入レベ ル:Operational Intervention Level)	防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。OILは、このような考えから設定されるもの。初期段階以降では、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ、OILに基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばくおよび放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常的生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建家の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。
屋内退避及び避難等 に関する指標	原子力災害発生時の防護対策である屋内退避及び避難のための予測線量をいう。「屋内退避及び避難等に関する指標」が原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)に示されてい

	<p>る。これらの値は、急性の放射線障害を起こさないことを基本とし、対策実施による被ばく低減効果と日常生活にもたらす不利益などを考慮して決められたものである。数値に幅を持たせているのは、対策の実施に柔軟性を持たせていることと、対策をとる地域内で場所により予測線量が異なることなどによるものである。</p>
<p>オフサイトセンター (緊急事態応急対策 拠点施設)</p>	<p>原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対応の実施や支援に関する国、地方自治体、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が、一堂に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設である。</p> <p>事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。オフサイトセンターは、現在全国で22カ所(経済産業省20カ所、文部科学省6カ所。うち、4カ所は共管施設)が指定されている。</p>
<p>か</p>	
<p>外部被ばく</p>	<p>人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。</p> <p>外部被ばくの例として、レントゲン撮影のときX線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線及び中性子線である。</p>
<p>過酷事故</p>	<p>設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。</p>
<p>環境放射線モニタリ ング</p>	<p>原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。</p>
<p>空間線量率 (空気吸収線量率)</p>	<p>目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位はGy/h(グレイ/時)で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h(ナノグレイ/時)及びμSv/h(マイクロシーベルト/時)である。</p>
<p>グレイ(Gy)</p>	<p>グレイは、放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。1グレイは、放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質(人体を含む)に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。</p>
<p>原子力災害合同対策 協議会</p>	<p>大量の放射性物質が異常に放出されるような緊急事態が発生した場合には、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に「原子力災害合同対策協議会」を組織する。原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。</p>
<p>原子力災害対策特別 措置法</p>	<p>1999年9月30日に起きたJCO臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化をはかるために1999年12月17日に制定され、2000</p>

	<p>年 6 月 16 日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、以下のことの明確化をはかるとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 迅速な初期動作の確保 2. 国と地方公共団体の有機的な連携の確保 3. 国の緊急時対応体制の強化 4. 原子力事業者の責務 <p>また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法などの足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する。</p>
原子力防災管理者	<p>原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第 9 条では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事及び市町村長に通報しなければならない。また、原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。</p>
原子力防災専門官	<p>原子力防災専門官は原子力災害対策特別措置法第 30 条の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、文部科学省又は経済産業省の職員として、文部科学省又は経済産業省が指定した原子力事業所の所在する緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に常駐し、原子力事業所に係わる業務を担当する。平常時業務においては、原子力事業者の防災業務計画の策定及び原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備及び予測機器などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている</p>
コンクリート屋内退避	<p>原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建家内に退避してもらうこと。コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建家への退避が行われる。</p>
さ	
災害対策基本法	<p>1961 年（昭和 36 年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めることを求めている。災害は暴風、豪</p>

	雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発及びこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。
シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。
実効線量	放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。 $\text{実効線量 (Sv)} = (\text{等価線量 (Sv)} \times \text{組織荷重係数})$
重大事故	原子力発電所の立地条件の適否を判断するための「原子炉立地審査指針」において、敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護設備等を考慮し、技術的見地から見て、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる事故を重大事故と定義し、この重大事故の発生を仮定しても、周辺住民に放射線障害を与えないように設計することを定めている。
SPEEDIネットワークシステム (緊急時迅速放射能影響予測: System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information)	SPEEDI は、原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、あるいはそのおそれがあるという緊急時に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び周辺住民の被ばく線量などを、放出源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステムである。文部科学省、原子力安全委員会、経済産業省、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）、地方公共団体及び日本気象協会とを原子力安全技术センターに設置された中央情報処理計算機を中心に専用回線により接続している。国、地方自治体は SPEEDI ネットワークシステムが予測した情報により、周辺住民のための防護対策の検討を迅速に行うことができる
線量	吸収線量、実効線量などの総称。
た	
等価線量	等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。単位は、シーベルト (Sv) である。等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。 $\text{等価線量 (Sv)} = \text{吸収線量 (Gy)} \times \text{放射線荷重係数}$
特定事象	特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定する次の基準または施設の異常事象のことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により 5 μSv/h 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した 5 μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50 μSv/h の放射線量が 5 μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から 1 m 離れた地点で 100 μSv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態

	<p>・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等</p>
<p>な 内部被ばく</p>	<p>人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射線物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。</p>
<p>は PAZ(予防的防護措置を準備する区域: Precautionary Action Zone)</p>	<p>重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。IAEA の国際基準において、PAZ は3~5 km(5 kmが推奨)としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね5 km」とする。</p>  <p>原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会 防災指針検討ワーキンググループ(第7回会合)防WG第7-3-2号 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方(案)より抜粋</p>
<p>被ばく経路</p>	<p>原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらし、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。</p>

<p>P P A (プルーフ通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域:Plume Protection Planning Area)</p>	<p>プルーフ通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域。東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質を含んだプルーフ(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)が広範囲に拡散した。UPZ の外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーフ通過時の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくの影響が想定される。プルーフによる甲状腺被ばくの影響は、屋内に退避することにより相当程度低減することから、この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられる。また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用も考慮する必要がある。 PAZの図を参照のこと。</p>
<p>ベクレル (Bq)</p>	<p>放射能の能力を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ。</p>
<p>放射性物質</p>	<p>放射線を出す性質(能力)を放射能といい、放射能をもっている原子(放射線核種という)を含む物質を一般的に放射性物質という。</p>
<p>放射性プルーフ</p>	<p>気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を放射性プルーフという。</p>
<p>放射線</p>	<p>ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ粒子、ベータ粒子など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線)、加速器などで加工器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。</p>
<p>放射能</p>	<p>原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル(Bq)で表す。</p>
<p>や</p>	
<p>U P Z (緊急時防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone)</p>	<p>緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は環境放射線モニタリングや、適切な場合には、施設の状態に基づいて実施されることとなる。国際基準に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル(OIL)等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域を設ける。OIL に基づく判断を行うため、環境放射線モニタリングを行う体制を整備するとともに、緊急防護措置を迅速かつ実効的に実施できる準備を確立しなければならない。この際、当該地域における人口分布や社会環境条件(道路網等)を勘案し、必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが重要。IAEA の国際基準においてUPZ は5~30 kmとしていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね30 km」とする。</p>
<p>予測線量</p>	<p>予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。</p>

参考文献

- ・財団法人 原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」 2004年
- ・(財)高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典ATOMICA」 <http://www.rist.or.jp/atomica/>
- ・原子力施設等防災対策専門部会 防災指針検討ワーキンググループ 「防護対策の実施に係る判断基準に関する考え方(中間取りまとめに盛り込むべき事項)(案)」 平成24年1月

